

議会運営委員会

日 時 平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 (火) 午後 時 分から
場 所 第 3 委員会室

1 追加議案の概要説明について

(1) 概要.....別添

2 1 2 月 1 5 日 (木) 本会議の議事について

(1) 議事日程

第 1 一般質問

第 2 第 1 号議案から第 3 3 号議案まで (質疑、付託)

第 3 第 3 4 号議案及び第 3 5 号議案 (提案理由説明、質疑、付託)

第 4 請願審査について (付託)

(2) 質 疑

○ 日程第 2 : 質疑順序 _____

一括方式で 3 回を限度とする。

○ 日程第 3 : 通告不要

一問一答方式で先に項目数を述べ、1 項目 3 回を限度とする。

項目の制限はないが、概ね 3 項目以内とする。

(3) 付託先

○ 別紙付託表のとおり

(4) 請 願

○ 3 件、別紙請願文書表のとおり

付託表、請願文書表は 1 5 日 議場へ持参

【裏面につづく】

3 陳情・要望について

- 平成28年5月28日に開催された議会報告会での質問事項に関する要望書
【別紙№1】＜議会運営委員会＞

4 意見書案について

- 提出期限 12月20日（火）常任委員会終了時

5 議会基本条例の検証及び見直しについて

- （1）議会報告会意見対応等について（広報広聴会議報告）【別紙№2】
- （2）政策研究会（規定・運用案）について【別紙№3】
- （3）議会運営委員会答申（案）について【別紙№4】
- （4）運用基準の見直しについて【別紙№5】

6 議会基本条例の一部改正について

- （1）改正案の確認【別紙№6】

7 委員会条例の一部改正について

- （1）改正案の確認【別紙№7】

8 その他

- 委員会の日程について

- ・12月16日（金）午前10時～ 総務文教常任委員会
- ・" 19日（月）午前10時～ 環境厚生常任委員会
- ・" 19日（月）午後2時30分～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会
- ・" 20日（火）午前10時～ 産業建設常任委員会

- 次回議運・幹事会等の日程について

- ・12月21日（木）午後1時～ 議運正・副委員長事前調整
- ・" 午後1時30分～ 議会運営委員会・幹事会

平成 2 8 年 1 2 月定例会議案付託表（その 1）

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常 任	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）
	9	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	1 0	亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	1 1	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	1 2	亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について
	1 3	亀岡市立義務教育学校設置条例の制定について
	1 4	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	2 1	ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について
	2 2	亀岡市蔭田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	2 3	亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	2 4	亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	2 5	亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	3 1	京都地方税機構規約の変更について
環境厚生 常 任	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）
	2	平成 2 8 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	5	平成 2 8 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	8	平成 2 8 年度亀岡市病院事業会計補正予算（第 1 号）
	2 6	ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について
	3 2	国民健康保険南丹病院組合規約の変更について

付託委員会	議案番号	件 名
産業建設 常 任	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）
	3	平成 2 8 年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	4	平成 2 8 年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	6	平成 2 8 年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
	7	平成 2 8 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
	1 5	亀岡市農業委員会の委員等に関する条例の制定について
	1 6	亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定について
	1 7	亀岡市宅地開発等に関する条例の制定について
	1 8	亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	1 9	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の制定について
	2 0	亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	2 7	亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について
	2 8	亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について
	2 9	亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について
	3 0	亀岡市都市公園（ 3 3 箇所）に係る指定管理者の指定について
	3 3	土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

平成 2 8 年 1 2 月定例会議案付託表（その 2 ）

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常 任	3 4	亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
	3 5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請 願 文 書 表

(2 8 年 1 2 月定例会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
3	平成 2 8 年 1 2 月 5 日	京都スタジアム(仮称) に関する施策につい て、議会が積極的に調 査および議論を行い、 その内容を広く市民に 伝えることを求める請 願	亀岡市突抜町 3 8 - 6 かめおか・つながる一歩実行委 員会 代表 中川 貴美子	酒井安紀子	(請願の要旨) 駅北区画整理事業用地を買収する前に、アユモドキに限らず、市民生活に影響を及ぼす全てのこと(財政、治水、交通渋滞等) についても議会で積極的に調査し、根拠に基づいて深く議論し判断されることをお願いします。 スタジアムのための新たな用地買収に関する議案について判断される前に、議論の内容を広く市民に伝えてください。 (請願の理由) スタジアムが建設されることにより、亀岡のまちづくりや市民の生活にどのような変化がもたらされるのか、未だによくわからない、というのが多くの市民の意見ではないでしょうか。 議会は平成 2 5 年に市民の直接請求による住民投票条例案を否決しました。住民投票をせずに、スタジアムについては議会でしっかりと議論していくということでした。しかし、その後、どのような議論がされているのか、私たち市民にはなかなか見えてきません。平成 2 6 年に、約 1 4 h a の最初のスタジアム用地を買収するための財産取得議案が可決される際の会議録を見ても、わからないことが多いままで可決されたように見えます。 今年(平成 2 8 年) の 9 月定例会では、議員請求による住民投票条例案が出されましたが、「スタジアムに関する内容は現段階では未確定な部分が多く、十分な情報が提供されておらず、投票の際に慎重な判断ができないため実施するべきでない。」「住民投票を実施した場合、市民から負託を受けた議員としての責任を果たすことができない」などの理由で否決されました。 未確定な部分が多く、十分な情報がない状態で、新たな用地を買収し、多額の市債を抱えることは、亀岡市民として大きな不安を感じます。新たな用地は、アユモドキ等の保護の観点から環境保全専門家会議の座長が提案したも	京都スタジアム(仮称) 検討特別委員会

					ので、アユモドキ以外の論点は検討されていません。買収したもののスタジアム建設には使えなくなった最初の用地のような失敗を繰り返さないでほしいと願っています。そのためにも、議論に必要な情報を、市や府から提供されるのを待つのではなく、議員の皆様が積極的に集め、はっきりした根拠に基づいて議論した上で判断してください。 また、どのような議論がなされた結果であるのか、市民が十分納得できるように説明をしていただけますよう、併せてお願いいたします。 地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	
--	--	--	--	--	---	--

請 願 文 書 表

(2 8 年 1 2 月定例会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
4	平成 2 8 年 1 2 月 5 日	亀岡市私立幼稚園就 園奨励費補助金の国 基準維持を求める請 願	亀岡市篠町篠上中筋 4 7 - 1 篠村幼稚園内 口丹波私立幼稚園 P T A 連合 会 会長 出藏 裕子 亀岡市安町小屋場 3 1 安町幼稚園内 口丹波私立幼稚園協会 会長 野波 雅紀	堤 松男 田中 豊 木曾 利廣 藤本 弘	(請願の要旨) 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (昭和 4 8 年 9 月 2 0 日告示第 3 0 号 (平成 2 8 年 7 月 1 日施 行)) に対して、毎年文部科学省が示す国基準を維持し、 減額無く交付されますようお願い申し上げます。 (請願の理由) 私立幼稚園就園奨励費補助金は保護者へ直接手渡す補 助金です。公私幼保間の保護者負担および公費負担の割 合は変わらないままです。平成 2 7 年度の園児 1 人あた りの保護者負担は市立幼稚園が 6 6 千円に対して私立幼 稚園 1 1 7 千円 (就園奨励費を加算して) 経常経費にか かる園児 1 人あたりの亀岡市負担は市立幼稚園 6 0 3 千 円に対して私立幼稚園 8 4 千円と、市の負担は市立幼稚 園の 1 / 7 で運営をしています。 私共は、乳幼児期を愛情豊かな家庭や人間関係の中で 過ごすことによって、社会生活で自立することや、家庭 を築き、子どもを産み育てることに幸せを感じることが 出来ると確信しております。そして私立幼稚園は学校教 育としての公共性と使命の重大さを十分に認識し、教育 環境の充実、教職員の資質向上および待遇改善、そして 保護者負担の軽減において、主体性を持って出来る限り の経営努力を今後も続ける所存です。 亀岡市から幼児教育と子育ての支援の在り方を全国に 向けて発信すべく、私共はより大きな視野に立ち、社会 的使命を全うしていきますので、是非とも毎年国基準通 りの就園奨励費補助金を減額せず維持してくださいませ よう、何卒お願い申し上げます。 地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記のとおり請 願書を提出します。	総務文教 常任委員会

請 願 文 書 表

(2 8 年 1 2 月定例会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
5	平成 2 8 年 1 2 月 5 日	中途失聴者・難聴者に 対する公職選挙のバリ アフリー実現を求める 意見書の提出に関する 請願	京都府南丹市園部町美園町 7 - 2 1 - 1 4 京都聴覚言語障害者の豊か な暮らしを築くネットワ ーク口丹ブロック委員会 委員長 氏家 康博	堤 松男 田中 豊 木曾 利廣 藤本 弘	(請願の要旨) 中途失聴者・難聴者が、国民と同様に自由に政治参加できるよう、情報保障及びコミュニケーション手段を制約している公職選挙法並びに関係法令の改正を求めること。 (請願の理由) 近年、高齢社会の進行に伴って老人性難聴者が増加しており、7 0 歳以上の約 5 割以上が難聴だとも言われております。従来の中途失聴者・難聴者の方を含めると、全国で約 6 0 0 万人の方がおられると予想されます。 こうした中途失聴者・難聴者にとって、現在の公職選挙法では、政見放送に字幕を挿入することが認められず、基本的人権の一つである参政権や知る権利が不当に制限されている状況です。 我が国におきましては 2 0 1 3 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」第 2 条においても、「意思疎通」の手段として、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態と定義がされており、公職選挙法におけるバリアフリー化の対応が求められます。 こうした観点から、公職選挙においても、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会における手話や要約筆記も選挙活動と理解すべきではなく、あくまで「情報の保障」「聞こえの保障」であると考えべきであります。 現在、障害者差別解消法の下で、関係法令の改正が順次行われています。私たちの要望を反映させるよう、下記の通り公職選挙法並びに関係法令が速やかに改正されることを要望します。 1 . 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること 2 . 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること 地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	総務文教 常任委員会

平成28年11月28日

28.11.28 受理
(郵送)

亀岡市議会議長 西口 純生 様

要 望 書

件 名 平成28年5月28日に開催された議会報告会での質問事項について、未だに文書回答がなされていない。至急回答されたい。また、平成28年9月議会報告会の内容が、議会側だけの判断で、議会公開の趣旨に反するよう改悪されたが、従前どおりに改善されたい。

要望の理由 平成28年5月28日開催された議会報告会において、その場での回答がなく、進行役の整理で、質問文書の提出を求められました。このことは、議長様はじめ出席議員は御承知のことと思います。

文書提出にもかかわらず、ほとんどの事項について、未だに回答がございません。

議会報告会は、亀岡市議会基本条例第7条で、「議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。」とされています。

このまま、遅滞すれば、この条例で定められた説明責任を果たされていないばかりか、出席した市民をあだむくこととなります。少なくとも、亀岡市議会のホームページで白紙の状態での掲載は不謹慎です。

また、本年11月8日に開催された議会報告会は、「議員からの議会報告と、報告に対する質疑応答のみを行います。」と限定されました。議会報告会は、亀岡市議会基本条例第7条で定められた「開かれた議会」の柱でもあります。なぜ、本会議の質疑や討論への質疑応答ができないのか理解できません。開かれた議会とうたわれるのなら、このような不適切な制限は撤廃すべきです。改善をお願いします。

松尾 寛治

議会報告会意見対応等について（広報広聴会議検討結果）

検討事項	検討結果
「説明責任を果たす」に関して （課題点） 当日、参加者の意見に対して回答できない場合、また、議員個人の見解を問われた場合等における対応について整理すべきである。 仮に後日回答すると発言した場合、いつまでに、誰がどのように回答するのか。 （方向性） 後日回答とする場合や自治会・参加者から回答を要望される場合等の取扱いを明確化すべきである。また、議員個人の見解等を問われた際の対応も明確化すべきである。	・後日回答を要する意見への対応については、所管委員会で検討を行い、必要に応じて議会だより、ホームページで回答する。議会報告会の開催時に回答方法についてフロー図を配布のうえ説明し、議会の対応方法の周知を図る。 ・議員個人の見解を問う質問は議員個人の対応とする。
「市民の意見を議会活動に反映させる」に関して （課題点） 聴取した意見を所管委員会へ送付するのみで、議会としての意見処理後の対応が未整備ではないか。（ホームページ公開内容、調査回答の取扱い等も含めて） （方向性） 所管委員会の意見処理結果を議会として共有し、<u>広報や政策提言に生かしていくような仕組みづくりが必要である。また、所管委員会で整理できない場合等もあり、議会としての対応を協議すべきである。</u>	・広報や政策提言に生かしていくよう、聴取した意見については、各委員会等で十分に協議し、議会全体で共有していく。
「市民との意見交換の場を多様に設ける」に関して （課題点） 各種団体との意見交換会の実施に関して、目的を持たずに意見交換会を行っても成果をあげることではない。市政の課題に沿ってピックアップしたテーマに絞って行うべきであり、対象となる団体も多種多様にある中、取組方法について整理すべきではないか。 （方向性） <u>意見交換会の目的の明確化、取組方法に関して整理すべきである。</u>	・今年度からわがまちトークの開催希望があった際は、事前に希望する団体と打ち合わせ及び調整を行い、目的・テーマを決定した後に実施している。 ・各種団体については、今年度の開催希望がなく、今後広報の充実に努める。

● 政策研究会の改正

(前回の検討経過に基づく方向性)

1 議会基本条例の改正案について

<ポイント>

- ・ 政策研究会は、会派活動の延長上の活動形態として、議会基本条例に位置付ける。

→ 議員の活動原則として、政策立案等に積極的に取り組む姿勢を明らかにするとともに、議会活動を支援する組織として位置付けるため、議会基本条例の会派規定に次いで、政策研究会を新たに規定する。

第2章 議会及び議員の活動原則

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

【追加】

(政策研究会)

第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

2 運用基準における規定 (案)

2の2 政策研究会

条例第5条の2に規定する政策研究会の運用は、次の各号に定めるところによる。

政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

政策的条例案の策定に関すること。

市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。

政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、幹事会を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、賛同する議員により結成するものとする。

政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。

議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。

政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わないものとする。

政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。

政策研究会は、その活動結果を議長に報告するものとする。

【参考】

従前申合せ（会議規則改正前）

先例・申合せ 203

政策立案及び提言の具現化を図るため政策研究会を次のとおり設置する。

【目的】

市の施策及び事務事業に関する政策研究活動を行うこと。

【設置趣旨】

政策研究に取組み政策立案及び提言の具現化を図るため、亀岡市議会に政策研究会を置く。

【所掌事項】

政策的条例案の策定に関すること。

市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。

【構成】

研究会は3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定し、議会運営委員会の承認を経て結成する。

【運用】

研究会は研究成果を議会運営委員会に報告する。

議会運営委員会は研究成果の取扱い方法を決定する。

< 案 >

平成 28 年 12 月 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

亀岡市議会
議会運営委員長 堤 松男

亀岡市議会基本条例の検証について（答申）

平成 27 年 3 月 9 日に貴職から諮問を受けました亀岡市議会基本条例の検証については、同条例第 24 条の規定に基づき、今年度、議会運営委員会において、下記のとおり条例の目的達成状況の検証及び見直しの検討を行い、その結果をまとめましたので、ここに答申いたします。

記

1 条例の目的達成状況の検証について

（1）検証の実施について

検証は自己評価によるものとし、条項ごとに、関連する具体的方策、現状の課題等を確認したうえで、3 段階（A 達成・B 一部達成・C 未達成）で各条項の目的達成状況の評価した。また、各条項における今後の方向性について、「継続」・「取組検討」・「条項改正」等の区分に分類し、見直しの検討項目の抽出を行った。

（2）各条項の達成状況の検証結果及び今後の方向性の分類結果について 別紙「議会基本条例検証結果一覧」のとおり

< 検証結果の概要 >

評価の結果（全 45 項目）

- ・ A（達成）：42 項目
- ・ B（一部達成）：2 項目
- ・ C（未達成）：該当なし
- ・ 評価対象外：1 項目

今後の方向性の分類結果について

- ・「継続」：40項目（うち特に意見を付したもの：5項目）
- ・「取組検討」等：5項目（「条項改正」を含む）

今後の方向性に関して特に意見を付した項目等について

（上記10項目（あらかじめ議会活性化項目にしている意見を除く。））

No	条項	趣旨	分類結果	方向性の意見
	6	積極的な情報公開	A 継続	○議会活性化項目に追加 ・議場システムの老朽化更新 ・委員会中継（配信）の拡充 ・会議録のタイムリーな公開
	7	議会報告会の開催	A 取組検討	○後日回答、意見処理対応等の取扱について、議運の意見を広報広聴会議に送付し、検討を依頼する。
	7	意見交換会の開催	A 継続	○意見交換会の目的を明確化し、取組方法に関して整理するよう、広報広聴会議に報告する。
	9	予算及び決算審査資料	A 継続	○追加資料を請求した事項については、次年度以降の説明資料作成に配慮されるよう、議長から市長に申し入れる。
	10-2	閉会中の文書質問	A 条項改正 取組検討	○現行の会期制のもとで導入目的を実現する手法として、議会を実施主体に改め、運用を検討する。
	13	定例会の回数及び会期	A 継続	○通年議会の導入検討（議会活性化項目）に「2期制」を含め、会期の見直しを継続して検討する。
	14	議案審議における自由討議	概ねA 取組検討	○議案審査等における委員間討議の実施要領を運用基準で整備する。
	14	政策立案等の積極化	B 取組検討	○政策研究会のあり方を検討する。
	15	委員会の調査	B 取組検討	○監査委員は常任委員に就任する。 ○正副委員長任期は、当面申合せのとおり運用し、来期における見直しとする。
	16	効果的な広報広聴	A 継続	○条文に沿って今後どのように充実するかという課題がある。

2 見直しの検討（今後の方向性）について

上記 10 項目の意見に基づき、見直しの検討事項を抽出して、今後の方向性に関する具体的な方策等を検討した。

（１）見直しの検討事項、検討結果について

情報公開、情報提供の推進について（第 6 条第 2 項関係）

検討事項	議会中継に係る議場設備の老朽化更新、委員会中継（配信）の拡充及び会議録作成処理の検討 議会映像配信の運用におけるスマートデバイス対応
検討趣旨	既設設備の老朽化（安定性の確保）への対応については、議会中継の契約更新（改選期（H31.1））と合わせて見直しを図る必要がある。ただし、最近のスマートデバイスの利用変化や最新ブラウザの普及を踏まえ、映像視聴の利便性が図れない状況が続くことから、現状でそれらへの対応を検討する。
検討結果（方向性）	議会活性化項目に追加して検討する。 来年度からスマートデバイスに対応することとし、過去映像の配信については、直近 1 年分のみをデータ移行する。 （平成 29 年度当初予算要望）

議会報告会の開催について（第 7 条第 1 項関係）

検討事項	回答方法、意見処理対応等の取扱い
検討趣旨	議会報告会の意見対応に関して、当日回答できない場合や議員個人の見解を問われた場合の対応、議会活動への反映のしくみ等を明確化すべきである。議会基本条例運用基準を整備するため、広報広聴会議に検討を依頼する。
検討結果（方向性）	広報広聴会議の検討結果を踏まえ、運用基準の整備を検討する。 （議会基本条例運用基準の整備）

意見交換会の開催について（第 7 条第 2 項関係）

検討事項	意見交換会の目的、取組方法の整理
検討趣旨	意見交換会の開催に関して、その目的や取組方法を整理すべきであることを広報広聴会議に報告し、検討を依頼する。
検討結果（方向性）	広報広聴会議の検討結果を踏まえ、運用基準の整備を検討する。 （議会基本条例運用基準の整備）

予算及び決算審査資料について（第 9 条第 2 項関係）

検討事項	追加資料を請求した事項については、次年度以降の説明資料作成に配慮されるよう、議長から市長に申し入れる。
検討結果 （方向性）	決算審査の総括を踏まえて対応する。

文書質問について（第 10 条の 2 関係）

検討事項	現行の会期制のもとで文書質問の導入目的を実現するため、議会を実施主体に運用を改める場合の制度構築
検討趣旨	閉会中における議員の質問権の行使は、法制上では事実上の取扱いとなること、また、制度の導入目的の実現に向けては議会の調査機能の拡充により取組むべきことから、議会を実施主体として、閉会期間中においても議会の権限として実施できる具体的な方策を検討する。 その結果に基づき、条文改正案を検討する。
検討結果 （方向性）	文書質問制度は、議会の調査権限により実施するものとしてその制度設計を改め、委員会の閉会中の継続審査等を活用して実施するものとする。また、議会の意思形成は、議会運営委員会又は所管委員会の決定によることを基本として、具体的な実施方法等は、議会基本条例運用基準で整備する。 条文規定については、文書質問制度を柔軟に運用していけるような内容に見直し、条例改正を提案する。 （議会基本条例の一部改正・議会基本条例運用基準の整備）

会期の見直しについて（第 13 条関係）

検討事項	2 期制の導入検討
検討結果 （方向性）	議会活性化項目（通年議会の導入）に追加して、検討する。

議員間自由討議について（第 14 条第 2 項関係）

検討事項	議案審査等における委員間討議の実施
検討趣旨	討議の目的を議員間で共有した上で、実質的な討議が行われ、円滑な議事運営がなされるよう、議案審査における委員間討議の実施要領を検討する。

検討結果 (方向性)	委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を、運用基準で明確化する。 (議会基本条例運用基準の整備)
---------------	--

政策研究会のあり方(第14条第3項関係)

検討事項	政策研究会の位置付け
検討趣旨	政策研究会の結成・活動の柔軟性を重視するため、平成28年3月、会議規則を改正して「協議調整の場」から削除したことにより、現在は活動上の位置付けがない状態となっている。 政策研究会のあり方を見直し、必要があれば議会基本条例への位置付けを検討する。
検討結果 (方向性)	これまでの結成・活動実績等を踏まえ、政策研究会は、会派活動の延長上の活動形態とみなすものとする。ただし、基本条例に規定することにより、議員として政策立案に積極的に取り組む姿勢がより明確となり、議員活動として支援されることから、議会基本条例の会派規定に次いで、新たに政策研究会を規定する内容で条例改正を提案する。 また、その活動は政務活動費の範囲で対応するものとして、結成方法、活動内容等を運用基準で明確化する。 (議会基本条例の一部改正・議会基本条例運用基準の整備)

監査委員の常任委員就任等(第15条関係)

検討事項	監査委員の常任委員就任
検討趣旨	現在、監査委員は常任委員会に所属しないこととしているが、実際には常任委員会に参加している現状があり、行政視察への同行・会議出席時の取扱いや、議会人事・構成の変更の複雑化・不安定性等が問題となっている。 常任委員就任義務の立法経緯や議員定数削減等を踏まえ、委員会の体制整備、議員の職務権限の発揮を図る観点からも、常任委員に就任する方向で見直しを検討する。
検討結果 (方向性)	議長を除き議員は常任委員会に所属するものとして、環境厚生常任委員会の定数を変更することとし、委員会条例の改正を提案する。 また、常任委員の任期満了による改選手続きへの影響等も考慮し、現監査委員の常任委員会所属は、平成29年1月からを予定とする。 (委員会条例の一部改正)

多様な手段を活用した効果的な広報広聴（第 16 条関係）

検討事項	議会映像配信スマートデバイス対応（検討事項 ）を踏まえ、市議会だよりのスマートデバイス対応ソフトの導入
検討趣旨	検討事項 「情報公開、情報提供の推進について」の検討趣旨と同様、市議会だよりのスマートデバイス対応について導入を検討する。
検討結果 （方向性）	議会映像配信スマートデバイスとの連動を視野に、市議会だよりのスマートデバイス対応版を導入する。 （平成 29 年度当初予算要望）

（ 2 ）見直しの検討結果に基づく所要の措置について

以上の検討経過を踏まえ、議会基本条例第 24 条の規定に基づく所要の措置として、今後、次の事項を講じるものとする。

議会基本条例の一部改正（平成 28 年 12 月定例会で提案）

- ・ 閉会中の文書質問（第 10 条の 2 ）の改正
- ・ 政策研究会の追加（第 5 条（会派）と関連して規定（第 5 条の 2 新設））

議会基本条例運用基準の整備

- ・ 議会報告会の意見対応等の明確化（第 7 条）
- ・ 議会を主体とした文書質問の実施方法等（第 10 条の 2 ）
- ・ 政策研究会の結成・活動方法等（第 5 条の 2 ）
- ・ 議案審査における委員間討議の実施方法等（第 14 条第 2 項）

委員会条例の一部改正（平成 28 年 12 月定例会で提案）

- ・ 議長を除く議員の常任委員就任規定の追加（監査委員の常任委員会所属）
- ・ 環境厚生常任委員会の定数変更（1 人増）

平成 29 年度予算要求

- ・ 議会映像配信及び市議会だよりのスマートデバイス対応

議会活性化項目に追加して検討

- ・ 議会中継に係る議場設備の老朽化更新・委員会中継（配信）の拡充
- ・ 会議録作成処理（効率化）
- ・ 会期の見直し（2 期制の導入）

● 議会基本条例運用基準の見直しについて

改正事項

- (1) 文書質問 [第 1 0 条の 2 関係]
→ 改正内容確認済 (11 月 18 日)
- (2) 自由討議 (議案審査等における委員間討議) [第 1 4 条関係]
→ 改正内容確認済 (11 月 18 日)
- (3) 政策研究会 [第 5 条の 2 (予定)]
→ 改正内容確認 (資料別紙№3)
- (4) 議会報告会等 [第 7 条関係]
→ 取組検討項目
- (5) その他

議会報告会等に係る運用基準見直しを行う場合の改正事項 (案)

(広報広聴会議の検討状況を踏まえた対応)

○ 実施方法

(現 行) 要綱を定めて実施。

(改正案) 広報広聴会議が年間計画を企画立案し、議運の承認を得て実施。

その他、所管委員会等と連携して実施。

○ 実施内容

(現 行) 規定なし

(改正案) 意見交換等に関して、出席する議員の留意事項を規定する。

- ・ 意見交換の目的 (意見聴取により議会活動に反映すること)
- ・ 多くの参加者が発言できるよう配慮すること。
- ・ 議会としての考え方や議論の経過の説明に努めること。
(会派や議員個人としての見解を述べない。)
- ・ ただし、議員個人の見解を明らかにする必要がある場合は、議員個人により対応すること。
- ・ 議会の立場で答えられない質問等については、その場において適切に対応すること。
(執行側の立場では対応しない。)
- ・ 後日回答を求められた場合、個別の判断により対応しないこと。
(所管委員会等で協議する必要を踏まえる。)

○ 事後対応

(現 行) 規定なし

(改正案) 広報広聴会議は、聴取した意見を整理し対応方針 (所管委員会送付等) を決定する。

また、その対応結果を議長に報告する。

議長は、その報告を踏まえて適切に対処するものとする。

(市長等への伝達、実施内容・対応状況の公開、広報等)

議第 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条」を「第 5 条の 2」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（政策研究会）

第 5 条の 2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第 10 条の 2 の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て」を「議会は、市長等に対して、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第2章 議会及び議員の活動原則(第3条— <u>第5条</u>) (閉会中の文書による質問) 第10条の2 <u>議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。</u>	目次 第2章 議会及び議員の活動原則(第3条— <u>第5条の2</u>) (政策研究会) <u>第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。</u> <u>2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。</u> (<u> </u> 文書による質問) 第10条の2 <u>議会は、市長等に対して、</u> <u> </u> 文書により質問することができる。

議第 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」の前に「常任委員の所属、」を加え、同条中「環境厚生常任委員会 7人」を「環境厚生常任委員会 8人」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

第 7 条第 4 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の亀岡市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の亀岡市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会において継続審査及び調査中の事件は、改正後の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会に付議された継続事件とみなす。

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(_____ 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第2条 _____ _____ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務文教常任委員会 8人 (1)～(9) (略) 環境厚生常任委員会 7人 (1)～(3) (略) 産業建設常任委員会 7人 (1)～(5) (略) (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任とする。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (常任委員及び議会運営委員の任期の起算) 第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。 _____ _____ _____	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務文教常任委員会 8人 (1)～(9) (略) 環境厚生常任委員会 8人 (1)～(3) (略) 産業建設常任委員会 7人 (1)～(5) (略) (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任とする。 2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (常任委員及び議会運営委員の任期の起算) 第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が指名する。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が指名する。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の亀岡市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の亀岡市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会において継続審査及び調査中の事件は、改正後の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会に付議された継続事件とみなす。